



® 平成 30 年 3 月 23 日 (金)

No. 14653 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆各国における秘密意匠制度…………… (1)

各国における秘密意匠制度

特許業務法人 RIN IP Partners

弁理士 新井 悟

1. はじめに

意匠登録出願は、先願主義及び早期権利化の要請から、出来る限り早急に出願を行うべきであるが、意匠登録出願の審査期間が短縮しているため、商品の発売前に、意匠公報の発行によって意匠の内容が公告(公開)される事態が生じ、商品の販売戦略等に支障が出る事が懸念される。

このような事態を防ぐため、日本においては、意

匠の設定登録の日から最長3年間、意匠の内容を秘密にすることが出来る秘密意匠制度があり、この制度を利用することによって、意匠の公開時期の調整を図ることが可能である。日本において秘密意匠が請求された出願の出願全体に対する比率は、9.1%程度と言われており(平成27年度 意匠出願動向調査報告書より)、秘密意匠が多く活用されている。

また近年では、グローバルな製品展開が多く行な



特許検索競技大会 2016
団体の部：2連覇達成！
個人の部：最優秀賞 受賞



情報を推進力に



知的財産権の調査・解析・外国出願および技術翻訳
企業実務に精通したプロ集団

トヨタテックイノベーション株式会社

お問合せ先 IP事業本部 矢野 Tel 0565-43-2931 Fax 0565-43-2980

われていることから、日本のみならず、海外における意匠の保護も重要な課題となっているが、海外に意匠登録出願する際にも、各国における意匠の公告時期、秘密意匠制度又は公告の繰り延べ制度の有無を確認した上で、意匠出願を行う国の選定や意匠登録出願のタイミングを検討する必要がある。そこで、今回は、各国における意匠の公告時期、及び秘密意匠制度について概説する。

2. 各国における秘密意匠制度

【日本】

日本では、意匠出願は、実体審査を経て、意匠権の設定登録日から約1ヶ月後に意匠公報が発行される。意匠公報には、意匠登録番号、設定登録日、出願番号及び出願年月日、意匠権者、図面、写真、ひな形又は見本の内容等が掲載される。意匠登録出願の審査期間は、約7ヶ月程度である。

日本には、秘密意匠制度があり、登録後も一定期間、出願に係る意匠の公表を防ぐ必要がある場合は、出願人は、出願時又は登録料の納付と同時に、設定登録の日から最大3年間、意匠の内容を秘密にすることを請求することが可能である（意匠法第14条1項）。

秘密意匠の請求があった意匠登録出願については、出願番号、出願年月日、意匠権者等の書誌的事項のみが意匠公報に掲載され、図面等は、秘密期間の経過後に意匠公報に掲載される。

但し、秘密意匠については権利行使に制限が設けられており、秘密意匠に係る意匠権の差止請求については、意匠公報と同様の内容を記載した書面であって特許庁長官の証明を受けたものを提示して警告した後でなければ、差止請求することができない（意匠法第37条第3項）。

また秘密意匠に係る意匠権の侵害に基づく損害賠償請求についても、侵害者に過失があったものとは推定されないため、意匠権者が侵害者の故意又は過失を立証する必要がある（意匠法第40条）。

【中国】

中国では、意匠登録出願は、方式的要件の審査が行われた後、登録要件を満たす場合は、意匠権付与通知が通知され、意匠登録料、初年度の年金を支払うと登録となる。登録後、意匠公報に意匠の内容が掲載される。中国における平均的な審査期間は、約

4ヶ月から6ヶ月程度である。

中国には、秘密意匠制度又は公告を繰り延べる（延期）する制度はない。そのため、意匠の公告を延期する手段としては、委任状を提出しない等の方式的不備を伴う出願を行って、登録を遅らせる方法を取るほかない。

【香港】

香港では、意匠登録出願は、実体的要件の審査は行われず、方式的要件が満たされている場合は、登録決定が下され、その後、意匠公報に意匠の内容が掲載される（意匠条例25条）。香港の平均的な審査期間は、3ヶ月から6ヶ月程度である。

香港には、秘密意匠制度又は公告を繰り延べる（延期）する制度はない。そのため、意匠の公告を延期する手段としては、委任状を提出しない等の方式的不備を伴う出願を行って、登録を遅らせる方法を取るほかない。

【台湾】

台湾では、意匠登録出願は、方式的要件、実体的要件について審査が行われた後、登録要件を満たす場合は、意匠登録許可査定書が発行される。意匠登録許可査定書送達翌日から3ヶ月以内に、証書料及び初年度の特許料を納付すれば、登録され、意匠公報に意匠の内容が掲載される。（特許法52条第1項）。台湾の平均的な審査期間は、約8ヶ月から16ヶ月程度である。

台湾では、証書料及び初年度の特許料を納付する際に、公告期間を最大6ヶ月延期することが可能である（特許法施行細則第86条）。

但し、公告日より意匠権が付与されるため、公告の延期を申請した場合、意匠権の付与も遅れることになる（特許法52条）。

【韓国】

韓国では、意匠登録出願は、出願公開の請求（デザイン保護法52条）を行わない限り、登録後に、意匠公報に意匠の内容が掲載される。韓国における意匠登録出願の審査は、実体審査を経る出願と、実体審査を経ない無審査意匠出願に分かれており、実体審査意匠出願の場合は、出願から約7ヶ月から12ヶ月程度の審査期間であり、無審査意匠出願の場合は、出願から約2ヶ月から3ヶ月程度の審査期間となっ